

令和4年（2022年）9月9日

熊本県新型インフルエンザ等対策協議会
構成機関・団体の長 様

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型コロナウイルス感染症対策に係るイベントの開催制限等について（通知）

このことについて、令和4年9月8日付けで、別添のとおり内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室長から事務連絡がありました。

今般の事務連絡では、イベント開催等における必要な感染対策を整理するとともに、同一イベントにおいて、「大声あり」「大声なし」のエリアを区分して開催する場合の対応等が規定されています。

この事務連絡を踏まえ、本県においても下記のとおり取扱うこととし、感染防止安全計画書及び感染防止策チェックリストを改定しましたので、通知します。

つきましては、イベントを開催される場合の取扱いに留意するとともに、貴所属団体・会員等へ周知していただきますようお願いいたします。

記

【イベント開催制限について】

	「参加人数 5,000 人超」かつ 「収容率 50%超」のイベント	左記以外のイベント (【A】、【B】のいずれか小さい方を限度)
必要な手続き	感染防止安全計画書を 県に提出	チェックリストを HPなどで公表
人数上限	収容定員まで	【A】 5,000 人以内または収容定員 50% のいずれか大きい方
収容率上限 (※1, ※2, ※3)	100% (「大声なし」が基本)	【B】 大声なし：100% 大声あり：50% (上記が基本)
共通	基本的な感染防止対策の実施 業種別ガイドラインに基づいた対策	

※1 大声の定義

「観客が、(1)通常よりも大きな声量で、(2)反復・継続的に声を発すること」を大声とし、これを積極的に推奨または十分に施さないイベントを「大声あり」とします。

「大声あり」の例：観客間大声・長時間の会話。スポーツイベントにおける反復的・継続的に行われる応援歌の合唱

※2 収容定員が設定されていない場合

大声なしのイベントは、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保してください。

その際、主催者や出演者等から参加者等に対して、大声を出さないことを適切に周知してください。

大声ありのイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保（座席間は1席（座席がない場合は最低1m）空けてください。

※3 「大声あり」「大声なし」のエリアが明確に区分される場合

同一イベント等において、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率の上限は、それぞれ、50%（大声あり）・100%（大声なし）とします。

(添付資料)

- ・令和4年9月8日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡
（別紙1）With コロナに向けた政策の考え方
（別紙2）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
- ・令和4年9月8日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡
「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について」
- ・令和4年9月8日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡
「イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定その7）」
- ・（様式1）イベント開催等における感染防止安全計画
- ・（様式2）感染防止策チェックリスト
- ・（様式3）結果報告資料

(熊本県ホームページ)

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/30/96627.html>

<お問合せ先>

熊本県健康福祉部健康危機管理課

感染症対策第一班（企画調整）

担当：小堀・吉岡

直通：096-333-2239（内線 5933、5947）